



青果物等の卸売業者の仕入価格の一部を寄附金と認定した事例

東京地裁令和7年3月11日判決（令和4年（行ウ）第581号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士 **品川芳宣**

一、事実

(1) X（原告）は、委託を受けて青果物及びその加工品等を仲卸業者等に対し販売等を行う卸売業者（株式会社）であるが、平成28年3月期から同31年3月期（以下「本件各事業年度」という。）分法人税等の確定申告において、仲卸業者等に対する実際の販売価格（以下「実販売価格」という。）と、売買仕切書等に記載した仲卸業者等に対する販売価格（実販売価格よりも高い価格であり、委託者にはこの価格からこれに対する委託手数料を控除した金額を支払っていた。以下「増仕切価格」という。）との差額（以下「本件売上雑損」という。）を損金の額に算入した。また、Xは、本件各課税期間の消費税等の各確定申告において、本件売上雑損に係る消費税に相当する額を、「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額」（消法38①）として課税標準額に対する消費税額から控除した。

これに対し、所轄税務署長は、本件売上雑損から増仕切価格に対する委託手数料と実販売価格に対する委託手数料との差額を控除した金額（以下「本件差額」という。）は「寄附金の額」（各期1億8538万円余から2億6734万円余）に該当するから損金の額に算入することはできず、また、本件売上雑損は「売上げに係る対価の返還等」に該当するからそれに係る消費税相当額は課税標準に対する消費税額から控除できないとして、本件各事業年度分法人税及び本件各課税期間分消費税について、それぞれ更正処分及び過少申告加算税の賦課決定（以下「本件各処分」という。）をした。Xは、本件各処分を不服として、国（被告）に対しその取消しを求めて、本訴を提起した。

(2) Xは、大阪市中央卸売市場東部市場（以下「本件市場」という。）において、卸売業者として、生産者から青果物等の販売委託を受けた全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）及び都道府県単位の農業協同組合連合会等（以下、併せて「本件各取引先」という。）から販売の委託を受けて当該青果物等を仲卸業者及び売買参加者に販売する取引（以下「委託販売取引」という。）を行っている。

卸売市場法の委任を受けて定められた大阪市条例（以下「市条例」という。）は、卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない旨を規定するところ、Xの受託契約約款（以下「本件約款」という。）1条は、Xが本件市場において行う卸売のための販売の委託の引受けは、同法、市条例等によるほか、委託者との間に特約のない限り、本件約款によるものと定められている。そして、市条例、本件約款及びXと全農との間の売買基本契約書（以下「本件基本契約書」という。）においては、①Xは、受託商品を仲卸業者に販売した後直ちに、本件各取引先に対し、品目、販売数量、販売価格等を記載した売買仕切書のデータを送信して報告を行い、②本件各取引先は、受託商品の販売価格から委託手数料等を控除した金額の支払を受けることとされており、また、③委託手数料の額は、Xが本件各取引先からの販売委託を受けて販売する受託商品の販売価格（税込）に取扱品目ごとに定められた委託手数料（果実及びその加工品は7%、野菜及びその加工品は8.5%）を乗じて得た額とすることとされている。